

松平忠矩（松平九郎磨昭休）の松平下総守家離縁一考

「池田茂政関係史料群」伝来経緯に関連して――

世川 祐多

はじめに

のちに岡山藩主池田茂政となる徳川斉昭九男松平九郎磨昭休あきやすに関して、二〇二四年に東京大学史料編纂所編『大日本維新史料 類纂之部 松平昭休往復書翰留 一』が刊行され、二〇二四―二〇二五年度史料編纂所一般共同研究「池田茂政関係史料群」および関連資料の伝来過程の解明と学術資源化」により研究が進むが、忍藩主松平下総守忠国養嗣子松平民部大輔忠矩1であった時代の研究は乏しく、澤村恰薫氏が忠矩が持出した下総守家の文書が岡山大学図書館蔵池田家文庫に残ることを「忠矩付きの文書群」とした研究があるのみである。2

昨今、前述の一般共同研究をはじめ養子により三大名家を跨いだ九郎磨の研究が深まっており、筆者はその一環として、本稿において松平下総守家離縁を中心に九郎磨の忠矩時代を一考する。

当離縁に関し、吉田常吉氏3や『行田市史』4は安政の大獄下忠国が公儀を憚り離縁したとし、三宅智志氏は安政の大獄で「政治的な後ろ盾」の斉昭を喪失した故の離縁とするが、本稿ではこの点を再考する。

以下では溜間6における忠矩の政治的立場と養家奥向での立場を考察の上、忠矩が（元）附女中や附家来を駆使して安政の大獄下の水戸家に接

触し離縁に至る過程を検討する。これに先行して松平下総守家の家意識とそれに基づく養子原則および斉昭の実子養子観と当養子の齟齬に言及し、末尾で天狗党共鳴者と見られる忠矩の離縁後の様子に触れる。主たる史料は東京大学史料編纂所編『大日本維新史料 編纂之部 井伊家史料』「忍藩主松平忠国養嗣子松平忠矩水戸徳川家復帰願関係史料」である。

溜詰諸侯となる忠矩の検討には、①溜間内の派閥的人間関係②溜詰を政治参加させた老中阿部正弘および溜詰から大老に転出した井伊直弼ら幕閣と忠国・忠矩の関係③始祖松平忠明なだあきらが井伊直孝と幕政を預かりながら、帝鑑問詰を基本に年功・勤功により溜詰となる飛溜とひだまりの家となり常溜だまりの井伊家と殿席格差がついた下総守家が、当該期に常溜に昇進した故に井伊家と生じた軋轢を両家の歴史的関係性と両家が担った江戸湾海防を鑑み考慮すること、の三点が必須である。

溜間・溜詰の先行研究には荒木裕行氏と野田浩子氏のものがある。荒木氏は、嘉永四年まで溜詰は幕政に関与する立場にないが、嘉永三年7の忠矩初登城に際し旧来の常溜の彦根井伊家・会津松平家・高松松平家の三家が幕政に参加しうる家と主張したことに着目する。また新参常溜下総守家の不手際に関する会津の松平容敬わたなかの執拗な詰問は「忍藩を批判す

ること自体」が狙いで、当時の溜間内では当三家とそれ以外が分離し溜詰の一体感が薄まったため留守居組合が形成されたとする⁽⁸⁾。ペリー来航前には老中正弘により直弼をまとめ役として溜詰の政治参加が促進されるが（後述）、柳間詰の政治参加を求める正弘が溝口直薄と中川久昭を指名しリードさせたとする荒木氏研究⁽⁹⁾のように、正弘による殿席の中心人物を介した殿席ごとの政治参画促進は溜詰にも言うことができよう。

しかし忠矩と溜間を考える上で複雑なのは忠矩が斉昭子息であることにある。荒木氏によれば斉昭は襲封直後藩内の反対勢力を抑え藩外に支持者を得るべく溜詰との交際を緊密にした過去もあれば、⁽¹⁰⁾ 当時は実子忠矩を溜間に有したのに加え、「対外的な危機感の共有を結束の基礎とする徳川斉昭グループの大名との連携」⁽¹¹⁾ を図る正弘は、溜詰諸侯の首班直弼のみならず忠矩養父忠国とも独自に繋がる二元性を持つ。従って後述のように、常溜昇進直後の忠国は元の常溜三家を頼らず独自に正弘と交渉し反感を買う。さらに直弼と斉昭は政敵となり、直弼に同調し安政四年には子頼聰を直弼娘八千代と結婚させる水戸家連枝の常溜高松藩主松平頼胤は直弼とともに忠矩に目の敵とされる。よって忠矩存在時・直弼大老転出時までの溜間は彦根・会津・高松三家とそれ以外の分離のみならず、斉昭縁者の忠国・忠矩ら「徳川斉昭グループ」と「反徳川斉昭グループ」または「井伊直弼グループ」との対立構造があったと考える。

野田氏は溜詰の官位と席次に関し、宝暦・明和年間の彦根の井伊直幸と会津の松平容頌の溜間内の序列争いとしての官位昇進競争と落着後の世子の官位争いを明らかにしたが、これは当該期の直弼や忠国・忠矩にも見られる。山本英貴氏によれば「人につく格式」の官位は席次に影響し、年齢や勤功により家の極位極官を超えることがあり石高等「家につく格式」より上昇させ易いため大名は官位昇進を志向したが、これは溜詰も同じであった。また井伊家の極位極官は譜代大名中唯一かつ常溜・

飛溜の家々でも最上の正四位上中将である。

溜詰諸侯の役割の分類も野田氏が行なっている。役割には、①井伊直孝・松平忠明の幕政参与行為である「伺候」を源流とする外様大名・公家や外国使節の將軍謁見時に老中の上座に座す「着座」②將軍表出御の際黒書院溜之間（松溜）で將軍を迎え近辺を固める「詰め御用」③毎月朔日・十五日（月により含二十八日）の「月次御礼」の際の官位順着席の溜詰自身の御礼と他席の御礼時の「着座」④月次登城間の將軍への「間の御機嫌伺い登城」と將軍病氣時や災害時等の臨時の御機嫌伺い⑤將軍御霊屋参詣時の交代制の先立ちと遠忌法会での列座、がある⁽¹⁴⁾。

従って下総守家の常溜上昇は意識的には直孝と忠明の時代に席次が戻り（後述）、幕政に参与する家となったことを意味する。

また忠矩は溜詰諸侯であるが故にハリスの登城謁見時に着座し、日米修好通商条約調印やむなしとの見解で一致する溜詰の一員となり、斉昭への急度慎命令時には着座の責務があった（不快を理由に下城したと見られる）が、忠矩が攘夷派の首魁斉昭の子息として政治的に難儀な立場に置かれたことも考慮する必要がある。

忠矩は斉昭処罰後に下総守家離縁に向かうが、その際に表のみならず奥からも実家へ離縁を工作した。奥向に関して畑尚子氏は將軍娘の輿入れに従う御付女中の身分が幕府女中のまま扶持が婚家から出ることを明らかにしたが、忠矩に付けられた水戸家よりの御付女中田川（多川）も同様である。

福田千鶴氏は奥女中を「役女系列」「側系列」「下女系列」に分類したが、本稿の附女中は役女系列にあたる。また同氏は奥女中の採用は目見え（面接）・宿見（身元調査）・親類書提出・屋敷引越しの順としたが、忠矩は宿見に抵触しそうな娘を側女中に召抱えた様子がある⁽¹⁷⁾。

柳谷慶子氏は対外的折衝を担う役女の筆頭たる老女が奥向の総女中を

取締まり「外向」と呼ばれる親戚家との音信贈答」を担うため「奥向が公的あるいは政治的機能を担っていた」と評価したが、当離縁に關しても老女・奥向の政治性が見られる。かつ同氏は大名家の交際は「(当主)相互の訪問・使者の派遣・文通」があり「奥向と表向」双方で行われ、女中も使者となり主に老女が文通も行うとしたが、斉昭が書通往復禁止を伴う駒込邸での急度慎中であり表だつた交際ができないからこそ、忠矩や慶喜、南部利剛正妻明子ら斉昭子女らは「女使」と女性同士の文通を駆使して斉昭との通信を図る。

本論に進むにあたり、主な登場人物を整理し序を終える。

【忠矩家族】

実父水戸前藩主徳川斉昭／斉昭正室吉子女王／実母貞子／長兄水戸藩主徳川慶篤（鶴千代磨）／兄鳥取藩主池田慶徳（五郎磨昭徳）／兄一橋家主徳川慶喜（七郎磨昭致）／兄川越藩主松平直侯（八郎磨昭融）／姉明子（盛岡藩主南部利剛正室・忠矩同腹）⁽²⁰⁾／弟浜田藩主松平武聰（十郎磨昭音）／養父忍藩主松平忠国

【溜問】

・自称「本席三家」…彦根藩主井伊直弼（反斉昭・頼胤縁者）／高松藩主松平頼胤（反斉昭・水戸家連枝・直弼縁者）／会津藩主松平容敬（嘉永五年死去↓松平容保）

・忠国／忠矩

【忠国附女中】⁽²¹⁾

老女上席八重園／老女澄浦／御側同格端山

【忠矩附家来（全員下総守家中）】

・用人奥平謙輔

※登場しない他の附家来…奥小姓（衣紋方）市原儀兵衛／奥小姓澤中／納戸浅井元太郎

【忠矩附女中（田川のみ水戸家中・全員下総守家解雇後水戸家召抱）】

・「水戸様より御附老女」田川（多川）／御次てゐ（てい）／村井（分限帳に不記載）

一 松平下総守家の養子原則と斉昭の養子策

(一) 松平下総守家の家意識とそれに基づく養子原則

下総守家の養子には家康―龜姫―忠明の血筋を維持する原則があり、以下の五つの家意識の継承・再生産を目的とする。①始祖忠明の大坂陣の勲による「武功の家」意識②長篠の戦いで長篠城を守つた奥平信昌と家康長女龜姫の間に生まれた忠明が、家康より鶴松丸の幼名を賜り天正十六年に家康の養子とされた由緒および養子を挟みながらも忠国まで母系で維持した家康―龜姫―忠明の血筋③天下を譲れないため子孫は「代々席等結構被仰付」と家康より龜姫が言われたとする慶長十五年の約束④家康の日光改葬日に大坂天満川崎に忠明が勧請した東照宮が「大坂の鎮守」となり、「浪花随一の紋目」となつた権現祭を執達する大坂を離れても大坂で東照宮を祀り続ける唯一の大坂城主意識⑤寛永十六年の忠明の姫路入部に際し「家光公依命若彼徒（「南蠻之耶蘇宗」）攻来ラハ西國之諸大名軍謀ヲ以忠明力指揮ニ属シ長崎江可発向」との由緒に基づく「筑紫探題」意識の五つである。

故に家康―龜姫―忠明の血筋の継承が重要であり、この血筋と家意識を根拠に、史料より遡及的に確認できる限り化政期には下総守家は「格別の家（筋目）」と自称し、二代忠弘の元禄五年に御家騒動の処罰で減じた五万石を取戻した元高十五万石での大坂・小倉等西国への加増転封工作与常溜上昇工作を行つており、ようやく忠国が常溜を獲得する。

他方、大坂や西国への加増転封は実らず文政六年の三方領知替で桑名より忍へ十万石で転封となる。当時の家老加藤太郎右衛門包教（かねのり）によれ

ば、その頃家中では白河より旧領桑名復帰を工作した松平定信の策謀説が流れ、以前にも定信は与板藩主井伊家に家康―龜姫―忠明の血筋を引く鳥之助（のち忠和養子忠翼）がいながら紀州家より唯之進（忠和）の養子を押し付けたとされ、三方領知替と合わせ下総守家中に「両度」も「邪魔」をした人間と恨まれており、それだけ血筋維持と西国転封は下総守家と家中の宿願であったと思われる。

忠矩の養子はこの血筋維持の原則から外れるが『井伊家史料』には「智養子」と記される。後述の通り忠矩が忠国の娘を正妻とした様子はなく、家譜等による妻の比定もできず、忠矩離縁後も忠国が秋月藩主黒田家より忠毅（家督前早逝）、烏山藩主大久保家より忠誠と血筋無視の養子をくり返したといっても、当時の忠国や家中が家康―龜姫―忠明の血筋継承を放棄したと見るのは最晩年まで忠国が子女を儲け続けることからして尚早である⁽³¹⁾。

（二）斉昭の子弟養子策との齟齬

九郎磨は天保十年十月十一日に小石川邸で誕生した。生母は従四位下に昇った北面武士松波越前守（左衛門尉）光寧娘貞子であり、松波家は藤原北家日野流の地下家である⁽³³⁾。

斉昭にとって公家風かつ上品で養子向の子と考えられた九郎磨は、斉昭の教育指針により長兄鶴千代磨（慶篤）と同じく青山延寿が侍読を勤め、水戸では五郎磨（慶徳）・七郎磨（慶喜）・八郎磨（直侯）・十郎磨（武聰）らと弘道館で学んだ⁽³⁶⁾。

その後小石川邸居住時の嘉永元年八月二日忠国の智養子となり同三年六月二十三日馬場先邸に移ったが、その半年前には斉昭・九郎磨ともに当養子を不服としていた（九郎磨不服の理由を斉昭は記載せず⁽³⁷⁾）。

篠崎佑太氏によれば、八郎磨の川越藩主松平大和守家への養子に際

し、東照宮の血脈に関わる養子は非常時に外様を徳川方にすべく外様に出したい斉昭と、江戸湾海防のため幼君でなく年齢相応で賢明な八郎磨を所望する大和守家に齟齬があったとされるが、九郎磨の養子も水戸家では浦賀有事に際し人数金穀を出し難く、出せば水戸領の異国警固が手薄となるため、下総守家は家門の次三男や近国でも海岸を持たない大名家から養子を取るべきで、遠国なら海岸を持つ大名家からでも良いと考えていた斉昭の意に反し「奸家」下総守家が整わせたと斉昭は記す⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾。

二 嘉永より安政の大獄までの忠国・忠矩と直弼・斉昭の関係性 ―政治的立場の相関―

（一）養子前からの直弼の忠国へ対する遺恨

部屋住時代の直弼は兄直亮や忠国へ遺恨を抱き恨み言を記すが、これは京都守護の家たる井伊家に江戸湾警備は不相応とする直弼の家意識の発露であり、江戸湾警備を重視する斉昭との、のちの攘夷の是非・將軍継嗣を巡る対立の伏線となる可能性があるため触れておきたい。

弘化四年二月十五日、江戸湾海防体制が変わり房総担当の松平下総守家に松平肥後守家加わり、相州担当の松平大和守家に井伊掃部頭家が加わる御固四家体制となる。その三日後直弼は幕府より兄の養子として認められ同月二十八日に初御目見を果たした⁽⁴¹⁾。

当時の直弼は、老中阿部正弘により「家格相違」の相州警備を担わされ、御固四家中若州の異国警固加勢ほどしか海防経験のない井伊家の武備不足が顕著で、船手なき井伊家中は船酔いし役立たずといった風評が流布し、直亮の指導力不足で「御二代様（直政・直孝）御武功も汚レ、末代之瑕瑾」となっている井伊家の現状を屈辱と考えた⁽⁴⁴⁾。

この憤りは下総守家へも向かい、弘化四年六月朔日に殿中で忠国に井伊家の警固振りを笑われたことを根に持ち、下総守家家老の山田此面が

正弘の内意を伝えに来た際、直弼が此面に井伊家の海防に関する恥ずべき事情を開陳したと憤慨しながら「元来海防当家杯へ参り候儀度、三分一八右山田か所為ニ有之段、他向之咄ニ候、実々左様ニ候得者、当家ニ対し重罪者、決而御呼寄ニ可相成者ニ者無之」と噂から見立てた。

直弼にすれば江戸湾警衛をもたらしたと思われる下総守家とこれを担いながら、忠国がその功績で常溜に昇格する事態に発展してゆく。

（二）下総守家の常溜家格上昇と忠国・忠矩、および直弼

嘉永元年八月二日の九郎磨の養子決定後年末までに忠国は官位上昇を図ったようである。直弼は姫路の酒井忠宝と忠国両飛溜の官位昇進の噂を耳にし、両人は当主であれ「何ノ勤功も無之」、直弼は嫡子で昨春の両度の御法事御先立を果たせなかつたとはいえ「勤方ニ替り無之、第一家柄別段」で、官位昇進の先後は「家風外聞」に関わるため先を越されまいとの思いを吐露している。結局直弼の昇進が早く嘉永二年十二月十六日嫡子として直弼は少将に任官した。

その一週間後の十二月二十三日、忠国は房総警固出精の功で下総守家宿願の常溜へと家格を上昇させ、嫡子には父が溜詰の際の五節句・月次出仕時の溜詰が代々確約された。九郎磨は翌嘉永三年六月二十三日に馬場先邸に引移る。しかし一週間後の六月晦日、忠矩初御目見時に忠国が病気の場合「同席之内江同道相頼」むべしとの老中達書をめぐり下総守家と元々の常溜家（彦根・会津・高松）との間に悶着が起きた。

翌七月朔日に忠国使者の松平四郎左衛門が彦根藩邸を訪れ宇津木六之丞と面会し、これは同年三月八日の正弘への伺いが許可されたものと説明した。七月七日には四郎左衛門が再来訪して富田権兵衛と会談し帝鑑間の習わしに基づいた伺いであったと弁明、井伊家よりは直中初御目見の同道は帝鑑間の上田藩主松平忠濟、直弼も帝鑑間の松本藩主松平光則

と親類に頼んでおり、下総守家側は今その先例を知つたとするも、勝手に正弘に伺い先例違いの仰せを受けたことを「不行届」と叱責された。その後度々両家は協議し、八月十二日に改めて忠国側から正弘へ溜問の先例に倣い親類の同道を得たいと伺い、内慮を得ることとなった。

直弼は忠国が常溜の直亮・容敬・頼胤と相談後正弘に伺うべきであったとの感想を抱き、容敬から直弼へは不届の忠国家臣を罰し忠国が同席へ詫びるべきとの意見、頼胤から直弼へは同席同道が先例とならないようすべきとの意見が寄せられた。

九月一日、忠国病気の場合の同道者を帝鑑間の分家小幡藩主松平忠慎（忠恕）に定め、結果的には忠国が同道して九郎磨は初御目見を果たし従四位下民部大輔に叙任された。六日、忠国は溜問の先例を弁えない家臣らの懇願で伺書を出したと直弼に釈明した。この頃忠国には持病の疝痛が出ていたが八日には寛永寺吉宗廟の正弘代参の先立を勤め、翌重陽の節句の九郎磨初出仕に際し病欠した場合の九郎磨の補助を直弼に頼んでいる。九月十二日に九郎磨は元服し諱を忠矩とした。

しかし同道一件は收拾せず元の常溜三家は他家より格上との示威運動を開始する。

容敬は九月四日直弼に書状を送り「けしからぬ風儀之家」と下総守家を評し、十七日には忠国が使者を寄越し同席同道伺いの不調法を咎むつ忠矩登城時の控席が御数寄屋になったと吹聴したとし、この「譎詐百端謀計姦曲成処置」は正弘に工作した忠国の「同道之義、同席分察度を受、外事ニ而勝を取候様之致方」と直弼に報告した。

頼胤は九月十日に直弼に宛て「下総至極大不出来」と評しつつ、今後溜詰格等の参入に備え翌年参府時の直弼・容敬との相談を求めた。

九月二十八日の直亮死去、十一月二十一日の直弼家督相続を挟み年が明け、三人は忠国に当主病欠時嫡子初御目見は溜問の先例に依じ一類に頼

みたいとの伺書を再度提出させることに決した。⁽⁶¹⁾

三人は各藩邸に下総守家城使を呼び出し、同格家臣と合議させ草稿を練ったが、六月五日に忠国家臣が正弘の屋敷に内見させに出向き、正弘公用人山岡衛士より再度の伺書提出につき不念書の提出を指示されたため同月十六日に下総守家城使岡田李兵衛が会津藩邸へ旧伺書を持参し協議に来たところ、旧伺書正本の文言に井伊家の草稿の文言の「落字」があり両松平家に伝達した写も別の誤転記があると詰問され、翌日李兵衛が再来訪し謝罪した。その日の朝下総守家は高松藩邸で伺書提出の許可を得たため翌十八日に新伺書と不念書を正弘に提出した。しかし容敬は納得せず、旧伺書文面の不手際の三家への謝罪を下総守家に求め、二十三日頃下総守家城使が弁明書を提出した。⁽⁶²⁾

これと並行して三家は嫡子控席と溜間内席次のルール策定を問題として共有した。直弼が初入部に出發済みの六月十日、容敬は頼胤と殿中で正弘を訪ね、忠矩が元来御白書院御附床後ろに控えるべき嫡子ながら溜詰か溜詰格の当主・所司代・大坂城代しか控えられない御数寄屋控となったことを先例違反とし、これが下総守家の家格とならないよう要求し承諾の言質をとった。⁽⁶³⁾

また五月より三家は溜間にて「御本席之御三家様者御上座ニ相成候様被遊度」との志向で一致し協議を始めた。共通したのは「御三家之御先祖様方ニ者御大政ニ茂被為預」「平日御大政ニ者不被為預御時世ニ至り候而も、唯一通り之御家門・御譜代とも違ひ候御家柄」であるが、官位順で上座につく飛溜や新規常溜が現れ「格別無類之御家柄ニ候御廉も薄成行、終ニハ御本席・御飛席之御差別も無之様可相成も難計」という危機意識で、「旧来溜御詰御連綿之御差別急度相立」る必要を共有した。⁽⁶⁴⁾

結果的にルールが受容・実践されたかは不明であるが、溜間内では「本席三家」の当主と嫡子は官位に関わらず上座へ座るとされ、同時に

飛溜と新規常溜の溜間参入の由緒が確認された。この際正徳頃よりの飛溜とみられる下総守家は由緒が古いため深入りを避け、「右様年古き御席成ニ而も御連綿之御家ニハ無之、是又御差別之訳顕然」とされた。⁽⁶⁵⁾ 事実下総守家では「忠明忠弘ハ溜詰常席井伊掃部頭直孝ト同シ」、「忠雅家督ノ後初而帝鑑席被命、家督以後叙爵迄ハ平生ハ御黒書院溜間、年頭五節句ハ大広間席ニ而御礼等申上候国持嫡子ノ例ニテ、然レトモ御由緒ノ故ヲ以先規之通宝永七庚寅年九月十五日溜詰」と認識しており、飛溜の間も元来は井伊直孝と並ぶ常溜との意識を有していた。

(三) ペリー来航前より安政の大獄までの忠国・忠矩・直弼・斉昭

嘉永五年七月頃、オランダ風説書にある翌年のアメリカ船来航情報⁽⁶⁷⁾が溜詰に共有され、翌年三月には正弘が直弼との面会後に溜詰と会談した⁽⁶⁸⁾いと通達している。ペリー退帆直後の六月二十二日、將軍家慶没後四日には、正弘は溜詰へ対米策を聴取すると発した。⁽⁶⁹⁾ 従ってこの頃正弘をして直弼を首座とする溜間の政治諮問機関としての存在は上昇し、その中に忠国と忠矩は位置することとなった。

半年後の十二月十六日には忠国が三代忠雅以来の少将となる。これは少将任官を目指す忠国を江戸湾海防に預かる家中の士気高揚に繋がると支持する斉昭が正弘に働きかけて成立したと考えられ、同年七月三日に海防参与に就任した斉昭との親戚関係と打払を志す斉昭の思想が官位上昇を目指す忠国にプラスに働いた結果と見て良いと思われる。斉昭は安政二年八月十四日政務参与にも任じられ、それまでの月三度登城から隔日登城へと幕政参画を強めてゆく。

直弼は権威を増す斉昭を警戒し、斉昭の嫌悪感情で松平乗正と松平忠⁽⁷⁰⁾優の二老中が退いたと耳にしたことより「水府老公二者我等もにらまれ居候事ニ而、如何様之サイナン出来も難計」との心境を抱いている。

十六歳の忠矩はこの頃より自立した一個人として政治的行動を始めたようである。安政二年十月二日に単独登城し御用部屋で老中衆と内談をしたことが数寄屋坊主組頭野村休成より直弼に報告されている。⁽⁷²⁾

安政二年十二月十六日、直弼は相州警衛に続く京都警衛の褒賞として中将に昇進し、安政三年十二月十六日忠矩は溜詰を仰せ付けられ五節句・月次の常溜家嫡子たる溜詰のみならず個人として溜詰となる。忠矩は翌四年八月二十一日にはハリス登城の是非を巡り慶徳・直侯と共に一橋邸に慶喜を訪ね兄弟談義をしている。⁽⁷³⁾ また同年十月二十一日のハリスの家定謁見時、大広間の御下段西之方上より一畳目にて溜詰諸侯として忠矩は直弼らと着座した。⁽⁷⁴⁾

直弼が主導する溜詰諸侯らは攘夷に消極的な姿勢を見せてゆく。安政四年十一月二十六日に溜詰は総意として兵端を開き難いとの上書を老中に宛てた。⁽⁷⁵⁾ 安政四年十二月十六日京都警衛と年輩を理由に従四位上に昇進し翌年四月二十三日に大老に就任した直弼も「争端ヲ開き候而も勝算無覚束」と米国の通商要求を受諾する考えで、攘夷論者を「勝算無之無謀ニ打払申立候輩ハ、所謂暴虐馮河之徒」と位置付けている。⁽⁷⁶⁾

他方この頃の忠矩は斉昭から攘夷に向け連携すべき子息として頼りにされていたようで「天下一同打払ニ被遊候ハ、可然歟、貴意御尋の節ハ如何御答被成候哉、松越等御打合置可然、又民部・右近等とも目立不申様ニ御断合置可然か」と武聰、書簡宛先の直侯と共に名が挙がる。⁽⁷⁷⁾

調印直前の五月になると、直弼は諸侯の上申書の中で穏健なはずの慶篤の文面が斉昭への忖度から攘夷となっており、尾張藩主徳川慶恕のものも斉昭に「内々ノ尻押し」をされた見え条約破棄となっていることを憂慮し斉昭の存在を疎んでいる。⁽⁷⁹⁾ 六月九日、斉昭は大老・老中宛の上書内容を変更し、勝算なき戦端を開かず交易は武器等有用品の輸入に限るべきと表向き意見を変えるも、六月十九日の条約調印を挟み二十一

日には直弼へ宛て大老か老中が上洛し孝明天皇の叡慮を伺うべきと主張した。⁽⁸¹⁾ 直弼は二日後に斉昭へ返答し「一々御尤」としながらも戦端を開くべきとする諸侯はなくやむを得ず調印したと答えた。⁽⁸²⁾

六月二十四日、斉昭は慶徳・松平慶永と不時登城し調印に関し大老・老中を詰問したが、直弼は「老公・尾州殿・越前など目指候所ハ皆々小子一人、昨日之處ニ而ハ、なんでも小子を取て落し候企ハ願レ居候、上之御為と相成候事なれハ、身ハ捨候而も不苦候得とも、右等之人々之為ニおとされ候而ハ心外之至り、只今乍憚小子退き候而ハ如何相成可申哉」と斉昭らに負けず大老職を全うする決意を新たにしている。⁽⁸³⁾

斉昭は六月二十九日にはプチャーチン登城の噂を聞いたと大老・老中に宛て樺太借用を願い出られた場合の不可を上申するなど政治的行動を重ねていたが、七月五日老中内藤信親が高松藩主松平頼胤・守山藩主松平頼誠・常陸府中藩主松平頼繩に対し直弼と老中および溜詰諸侯列座の中黒書院溜にて伝達する形で駒込屋敷での急度慎を命じられた。その際「御近親之面々、其他総而書通往復等無之様」との付言があり、これは当面の登城差止を命じられた慶篤にはない罰則である。⁽⁸⁵⁾ 従って斉昭・慶篤の処罰にあたり、忠矩は斉昭との文通等の交流を遮断されたこととなる。またそれまで忠矩と忠国や兄直侯は月に二回は斉昭と面会していたとされる。⁽⁸⁶⁾

当日の処分先立ち「被仰出以前、溜詰江今日尾張殿・水戸前中納言江被仰出候儀有之候二付、其節可有列座旨、達之」と、溜詰に列座が求められた。⁽⁸⁷⁾ しかし忠矩については夕刻暮命により忠国と急登城したところ頼胤より斉昭処罰を聞き「御不快之振にて御引可然との事故、只今被引取候處、不取敢御機嫌伺之為使者被指出候との事」との水戸藩士茅根伊予之介の記録、「民部公怒て（頼胤を）刺交へんとも被成候へ共、怒を抑て早速礫へ御出二而御申上有り」との同藩士石河明善の記録があり

伝達時には下城していたと思われる。

忠矩は処分翌日の七月六日、実父処罰に連座した差控の是非を幕閣に伺うも付札にて「不及差控候」と連座を免れている。⁹⁰

その後巷には斉昭の様々の噂が立ち、直弼には家定死去が斉昭の毒殺との説や斉昭謹慎せずとの情報が上がられ、七月二十八日には斉昭の慎方取締のため駒込詰の家臣派遣が連枝三当主に命じられた。⁹² さらに直弼は水戸附家老中山龍吉が幼年のため、尾張附家老竹腰正富・紀伊附家老水野忠央兩名に水戸家出入りを命じており（八月晦日解除）、⁹³ これも斉昭の「御慎方も不宜趣相聞へ、種々風聞も有之二付、虚実に不拘風聞ヲ御受被成候者御身之御不勝」との思いからであった。⁹⁴

こうして直弼の監視下に謹慎することとなった斉昭は、附人替を拒否し正妻吉子や女中も駒込に引移らせ、文筆達者な吉子を通して日光門跡や青蓮院宮と文通を続け「夜中女使も参り候由」と女性を介し活動を続ける模様であった。また慶喜が「右田四郎・磯山共水戸殿分附人之者二而、兩人共差働有之、専ら用立候者」と記される家来平岡四郎（実際には水戸家よりの附家来ではない）と水戸家よりの附老女磯山を駆使して斉昭と文通しているとの情報が直弼に上がっている。⁹⁵

こうした中安政五年八月八日に戊午の密勅が降る。従って政治的側面から見た安政の大獄時の忠矩は、日米修好通商条約を「違勅調印」した上に斉昭を書通往復禁止を伴う急度慎・慶篤を登城差止に処し、戊午の密勅を経て水戸藩へ手入れを行い、且つ養父忠国とも良好な関係とは言い難い大老直弼と対峙し、水戸家連枝ながら仇でもある直弼の同調者かつ縁者頼胤と溜間で同席し、斉昭との交流を絶たれ、慶篤とも殿中で面会しての直接の会話が不可能という状況であった。しかし手段として慶喜に類似するが、忠矩は下総守家中の自身附家来や水戸家からの（元）附老女を駆使し安政の大獄下の実家を動かし離縁

を果たす。本章では離縁達成までの下総守家奥向での忠矩を検討する。

三 安政の大獄下の下総守家奥向での忠矩と離縁

（一）安政五年十二月の『往復書翰留』に見る忠矩の心性と行動

東京大学史料編纂所蔵池田茂政編『松平昭休往復書翰留』からは、忠矩の当時の心境や安政の大獄下の駒込邸との文通手段を分析できる。

忠矩は十二月五日、兄慶徳に宛て、二日に家茂將軍宣下伝達の勅使馳走のため病欠の忠国を除く在府の溜詰と登城したが、能の鑑賞中頼胤が直弼と話込んでいたことに注目し「小石川の義も咄し候様子」と警戒し、「讚（頼胤）者当時西より出候日之ごとく之勢ニ御座候、誠ニ以当惑心痛之世ノ中御同前」と直弼派頼胤の権勢を憂う。また御所において「大老始有司の処殊の外不評ニ有之候趣者、御同前喜悅之事二而、一刻も早く大老御役御免之御沙汰有之候様祈居候」と記し、戊午の密勅の写しを伝達された慶徳の「主上の思召相つらぬき候様仕度」との思いには「同情」している。⁹⁶

十二月十七日には吉子に宛てても先の能鑑賞時の頼胤の様子を記し、「かたき之讚」には「昔之曾我之兄弟富士の御狩ニ出候而伯父祐経をうちとり候事共思出シ候て、只々落涙致申さぬ計り」と記す。⁹⁷ 別途慶徳には藤田東湖門人の「正論之者」が慶徳を訪ねてきたことを「至極御都合御宜敷」と評す。「正論之者」とは当時の水戸藩で「正論ヲ執ル者」として「正党」あるいは「正論党」とも呼ばれた天狗党である。⁹⁸

従って当時の忠矩の心境は、直弼・頼胤を憎み、天狗党に共鳴し、戊午の密勅の孝明天皇の叡慮貫徹に心を寄せるものであった。

ついで忠矩の兄弟間および謹慎下の駒込邸との文通の手法である。忠矩ら兄弟はしばしば兄弟間の書簡を回覧して意思疎通を図る。例として慶徳が慶徳某家来に託した慶徳宛書簡を忠矩附用人奥平謙助が受取り、

忠矩回覧の上謙助が慶徳城使伊丹甚太夫へ渡し鳥取国許の慶徳へ至る手法。武聰が慶篤宛書簡を忠矩経由で提出し、忠矩が便乗して慶篤に手紙を封入する手法。二者間では慶徳の大名飛脚で慶徳に出す書状等、在府か在城の兄弟と直接やりとりするものがある。これらが男兄弟同士の間による交流である。

さらに忠矩は女性を介し実家へ接触する。斉昭生母補子ますこより忠矩宛書簡および返簡、同母姉明子より忠矩宛書簡および返簡がある。前者では補子が水戸家よりの忠矩附女中田川に宜しく伝えていた。後者では明子が自身の書簡内に駒込邸にて斉昭雪冤に動く勤王家の小姓頭取三輪友衛門から忠矩宛の水戸家中および京都の情報に関する書簡を封入し、忠矩は明子への返簡に三輪への返簡を封入しつつ水戸家よりの明子附老女石崎いさへ宜しく伝え、水戸家よりの明子附伝役用人飯田正親おきみへの回覧を求める。また先の吉子への書簡は明子への返簡に封入されて吉子へ渡ったものである。

従って、安政の大獄下、忠矩は兄弟と連携したい場合は互いの家来を介する回覧形式で文通し、謹慎監視中の駒込邸の斉昭附家来や吉子との機微ある文通に関しては、同母姉明子の手を介して女性同士の手紙の中に紛れ込ませる手段をとった。また斉昭子女への水戸家よりの附女中や附家来も駒込邸往来や情報伝達を担った。こうした斉昭子女の養子・婚姻に際し附けられた家来または女中、則ち表向き縁家の家中に属しながら実は水戸家中であるという家来・女中の果たした機能は、実家と縁家を繋ぐパイプラインとして無視できない。

（二）忠矩の離縁要求（家来を介した兄弟系統）

安政六年三月二十三日、忠矩は慶篤に対し、忠国と家来の不承知で慶篤へ表向きの御機嫌伺いができない中、「私引移以来幼少より召遣候家

臣兩人之者共相働き、漸々一紙を指上候仕合、落涙之至」と書簡を発した。これは忠矩附用人奥平謙輔より小石川邸右筆筆頭鴨志田伝五郎へ渡されたものと考えられる。その頃すでに忠矩は奥向で離縁願望を漏らしたようで、現況を以下の如く開陳する。

①養父忠国の意向を穿鑿したが、忠矩の存念が分からないなら言わないことと一旦忠矩は水戸家へ帰らない存念を家来に伝えたが、書付で忠国に伝えるよう指示があり、四人の忠矩附家来が「罷帰り不申候」との存意書を作成したが忠矩自筆のものを書くこととした。②「帰り度と申す顔色宜敷有之間敷」ため存意書を書いたが「私只今之姿にてハ永々存命仕居候義六ヶ敷故、御取戻し之義相願候」と慶篤に願う。③家来は離縁は下総守家のみならず水戸家をも傷つけることになるので「天命無余儀次第」と掛合えば小石川で立消えると主張している。

従って忠矩は下総守家奥向で水戸家へ帰らない振りをしてながらも本心では帰りたく、忠国の存念は不明で、忠矩附家来からは両家を傷つけないためにも返したくないという状況下、四日前の三月十九日より奥平と鴨志田の掛合いが始まった。

次いで忠矩は離縁と離縁しない場合の待遇改善プランの二つの交渉方を慶篤に提示・依頼する。

①まず近日奥平が鴨志田を訪ね、忠国・忠矩に離縁の存念が無いことを伝えるが、その際鴨志田へ渡す存意書を証拠として忠国と忠矩が慶篤と斉昭に離縁しない意向を伝えるよう要求したと告げる。慶篤より鴨志田へは前もって「両君如何被思召候哉難計候間、又々近日御答可申」と答え奥平を帰らせる指示を出しておく。

②六・七日後鴨志田が奥平を呼び、取戻す意向の斉昭・慶篤から沙汰がなく困惑している演技をし、鴨志田としては取戻し阻止に尽力するが「少々六理と被思召候義も御勘弁無之候而者、御取戻し之義相止ミ不申

候」と述べる。

③奥平が「御取戻之義御勘弁相成候上者、如何様之義二而も下総守へ能々申聞、小石川様思召之通りニ可取計候」と言うか答え振りが差戻しなら良いが、「御沙汰之次第に寄り、彼是申上候義も可有之」等と言えば以下の作戦を続行する。

④十日ほど経って鴨志田が奥平を呼び、慶喜へは安島帯刀の娘が妾に入り他にも「兩人」おり（水戸家よりの附女中？）、慶徳・直侯・武聰にも御附女中がいるのに忠矩に御附女中がいなくても斉昭・慶篤が心配しているようだと言う。さらに御附女中の引戻しは「屋形」（水戸藩邸）と距離を取るための処置とは思いますが、この撤回は斉昭・慶篤も不安が残るので、小石川から彼女らに暇を出し新たに馬場先邸で召抱え小石川邸との文通を止めれば両邸が距離を取れるのではとする。

⑤鴨志田が今まで両家のために黙っていたが実は斉昭・慶篤から極秘の沙汰を受けていると演技し、忠国附女中のうち「一二人如何之取計も可致模様者」がいるため斉昭・慶篤が不安心で、「折能候ハ、御取戻しと申候御内調」だったが忠矩附女中が水戸家へ返された今では「民部様之処如何相成候哉と之尊慮」のため、当該の忠国附女中への暇出しを願う。万一名を聞かれた場合暇出し決定次第伝えたと伏せるが（実は澄浦・八重園・端山の三名）、彼女らに暇が出れば離縁はなくなるだろうと言う。また端山に関せば忠矩の力で暇を出せそうである。

⑥水戸家よりの御附女中は水戸家の現況から余儀なくお預けになったことは分かるが、その他の忠矩附女中も暇を出されたことは忠矩を困らせており、忠矩の離縁はここに端を発すると思われるので、その他の忠矩附女中は速やかに帰参させた方が良いとする。

⑦二十歳を迎えた忠矩に妻がいけないことは忠矩が忠国の気に入らないためと斉昭・慶篤が感じているかも知れず、一早い婚儀を取決める。

⑧忠矩が町人や「如何敷とせる致候者」の妹娘を妾に抱えているため水戸家の名に関わると斉昭・慶篤は嘆いており、小石川から妾を出す話もあったが、将来の妻に触るため結婚前の蓄妾はやめるべきで、その旨の証書を出さなければ斉昭・慶篤がどう思うかわからないとする。

⑨忠国が忠矩を離縁する気はないとの口上だけでは斉昭・慶篤の取用も薄いため、忠国が以下の条件を呑めばよく、それなら鴨志田も離縁阻止に動くと言えよう奥平に頼む。

⑩その際に奥平が条件の箇条書きを求めない場合鴨志田が五箇条をその場で書いて提示する。

①水戸家に返された水戸家よりの御附女中（田川）は水戸家から表面き暇を出すので改めて忠矩で抱える

②忠国附女中兩人（澄浦・八重園）の暇出し

忠矩の最優先事項はこの二つでこれが叶えば「毒がゐの處、奥之處ハ安心」である。

③忠矩の婚儀の早急な取決め

④暇を出された水戸家よりの御附女中以外の忠矩附女中の帰参
⑤婚儀以前の蓄妾見合わせ

最後に鴨志田より「五ヶ条不承知にてハ、御取戻し之義御見合ニ相成候様両君申上方無之候と申し、一ヶ条にても御許ひ不被成候と申義二候得者、私両君へ御見合之義申上方無御座候」と念を押す。

こうして忠矩は慶篤に、朝食だけを表、二度目三度目の膳は奥で摂るため、奥での毒殺を恐れていると主張し離縁か五条件の達成を求めめる。

(三) 忠矩の離縁要求（水戸家よりの元附女中を介した女中系統）

伝来ルートは不明ながら、忠矩は小石川邸へ返された元自身附老女田川へ書状を宛て自身の現状を述べ離縁の協力を依頼する。忠矩は附女中

が召放たれたため「奥へ参候而も世話を致呉候人も無之」「八重園・澄浦・端山」ら忠国附女中に毒殺される恐れがあり、「小石川当御時節ゆへ前様中納言様御簾中様之少々二面も御たそくに相成り差上度存候間、どくがい不致候内、私事小石川へ帰候様、下総守殿江御掛合御坐候様」田川・村井の奮起で袖野に頼んで欲しいとの懇願である。

掛合い方のプランは以下の通りである。

①田川から袖野、袖野から慶篤、慶篤から斉昭へ事情を伝えた後、慶篤が家老に指示し下総守家江戸家老山田此面^{こゝ}・黒屋正親^{おきみ}を手紙で呼ぶが、差出人は同朋では軽いため小石川用人か小姓頭が望ましい。

②兩人が来たら、小石川家老から忠矩附老女が水戸家へ返されて以来慶篤と斉昭が心配し慶篤からは忠矩引戻しを言われており、「当御時節柄故」と水戸家の状況を匂わせ忠矩の存在が下総守家を「疵付」ることは「水戸家にも恥辱」であると論を構える。

③此面・正親の口上は「御屋形様分御養子ニ被為人候ハ当家計ニも無之、因州様・川越様・濱田様も御同様之御分ヶ」であり皆連座していないため取戻しは御用捨奉りたい、あるいは田川のお預けは慶篤と斉昭を心配した忠国が「御両方様之御為」を考え「御大老様・御老中様分御移も有之」したことで忠矩まで戻す必要はないと言い、忠国・忠矩へ何うと答えるであろう。

④小石川家老より、当主の兄弟は取戻せないが忠矩は嫡子のため可能で、水戸家としては疵付ける家を少なくしたく、忠矩さえいなくなれば下総守家は疵付かないとし、忠国にその旨の伝達を依頼する。

⑤その後返答が長引いたら改めて用人か小姓頭から「両三日」の来訪・返答を促す手紙を出し、仮に「四五日御用捨奉願候」等と返事が来たら小石川家老と役人らが馬場先邸へ伺うとの「威し之手紙」を出す。こうすれば下総守家家老は来るであろうが、口上振や返答は複数考えら

れるため白井織部ら家老に弁えさせる。

⑥此面・正親が再来訪したら、田川のお預けは「御大老様・御老中様御初メ分御内移も有之候間、当分御預ヶ申上候分ニ有之」が、忠矩は「何等御大老様・御老中様分御移りも無之、且当時並之通り勤も致居候義ニ付、御差戻し申上候義者、御用捨相願候」と忠国が申しており、忠矩も戻る気はないと答えるであろう。

⑦小石川家老より、下総守家は構わなくとも慶篤は「萬々一其御方御家江疵付候様之義有之候而者恥辱」との考えで、家来としても「主人之面皮」に関わるため取戻したいと主張。また「因州公御初御同様ニハ候得共、民部大輔殿者御役柄之義ニ付、外御兄弟方ニ御構無之候而も、民部大輔殿二者御掛り被成候義と推察仕」と述べ、慶篤へ伺つてくると退座する。

⑧席へ戻り「民部大輔殿者外御兄弟とも違御役柄故、別而萬々一其御家江疵付候様之義有之間敷とハ難申候間、是非御差戻しニ相成候様、御返答可申旨被申候、萬々一其御方御勝手向御不如意之趣ニ候間、民部大輔殿御道具等ハ、此屋形ニ而支度可致候間、御持込ニ不及候、且御供之向御不都合ニも候ハ、此屋形分御迎可差出旨も中納言殿被申候」との御意を伝達する。

⑨此面・正親は、忠国・忠矩へ伝達後返答する、ないし差戻し撤回を頼むと云うはずである。

⑩小石川家老が差戻しの念を押し、離縁後は「弟余一麻呂殿か又其外御兄弟方ニ而も、民部大輔代りニ御養子ニ相成候様、拙者共申合、取扱候様中納言殿江可申上候」と他の弟の養子を提案する。その際幼少の弟たちは乗出しまで三年はかかるためその頃には水戸家の状況も片付くであろうとする。また忠矩はこの提案は嫡子不在となる下総守家が離縁を拒まないよう提案するだけでありと付記する。

こうして忠矩は田川に対しては離縁のプランだけを主張する。

忠矩のロジックは自身の存在が下総守家を疵付けた場合水戸家の恥辱になるとの一点張り、掛合い方としては、下総守家が田川の水戸家お預けは大老・老中の「移」があるが忠矩にはなく養子へ出た他の兄弟同様処分されておらず問題ないと主張した場合、忠矩のみ嫡子であるから取戻し可能で今後「外御兄弟とも違御役柄故」処分される恐れがあると主張の上、養子時の道具を返すことも無用で、小石川邸まで送る供揃えも水戸家で用意し、離縁後は他の弟を養子に出しても良い素振りをして取戻すシナリオを描いた。

忠矩の「役柄」が指すものは、忠矩が負う公的な役が溜詰だけであることと他の兄弟に溜詰がないことからして溜詰しか浮かばない。

そして忠矩が固執した女中たちに関しては、忠矩が慶篤や田川に離縁を掛合う一ヶ月ほど前に袖野へ送った書状から伺える。その中にお預け後の田川が「中納言様（慶篤）之方若年寄」として召抱えられ、忠矩に仕えていた村井・てい両人も小石川邸抱女中となったと記され、忠矩は「全其元御取成宜敷ゆへと誠ニ以喜悦仕候」と袖野を賞賛する。袖野は小石川邸奥の雇用に関し権力を有することと田川↓袖野↓慶篤の伝言ルートから慶篤附老女であると考えられ、「前文三人之御礼、駒込様御初⁽¹⁰⁾、其元よりよろしく」と忠矩に頼まれていることから、駒込邸を往訪し斉昭や吉子に直接接触していたと考えられる。

このように、忠矩は附用人奥平謙輔と水戸家右筆筆頭鴨志田伝五郎を介した全ての手による表のルート、奥女中から駒込奥の斉昭・小石川奥の慶篤と繋がり家老の案件として掛合う女手から男手に委ねる奥のルートの二手から離縁に向けて画策した。また忠矩離縁後の安政六年十一月二十三日の頼胤の徒目付届書には、忠矩が離縁後小石川邸に住んでいることに加え「松平大和守殿御附女中、不残水戸様江御戻し相成候由」と

あることより、直弼は他の斉昭子息らの水戸家よりの御附女中も断ち切るうとしたと考えられ、忠国に忠矩附女中召放ちの「内移」をしたというのも忠矩のシナリオ上の嘘や誇張ではないと思われる。

（四）慶篤より直弼への忠矩離縁不許可要求⁽¹⁰⁾

これら忠矩より慶篤、田川、袖野への手紙は全て直弼所蔵である。つまり、慶篤は鴨志田や彼女らからもたらされた忠矩の下総守家離縁要求を、忠矩のシナリオの写を添えて直弼に開示したということである。

慶篤はまず四月七日に「公迎へ対し拙子杯も不相済候間、無伏臆申遣候」と直弼と老中太田資始に忠矩に関する書を出した。しかし直ちに忠矩が処分されては心配であるとお含みまでとし、直筆を渡したいが斉昭に開示を求められる可能性があり写書なら差出せると述べる。従って直弼に伝わる写には、忠矩が姉明子を通し吉子に宛てたような直弼の悪口等があった場合切り取られている可能性がある。

四月九日、直弼と資始は連名で慶篤に返書し忠矩の件を忠国からも聞いているが都合次第で写を見せるよう述べ、その日のうちに慶篤は写を送る。その際「萬々一民部事帰り候様相成候得者、又夫々付候者も多く出来、拙子申聞候義ハ不相用、民部ニて申聞候義者、何事も用ひ候様相成候義者指見への義故、何分ニも帰り候義者見合に相成候様いたし度存候」と離縁の差止めを要求する。先述・後述のように忠矩が天狗党共鳴者であるならば、この文言は慶篤の表向きのパフォーマンスではなく、斉昭謹慎中・慶篤登城差止中にも関わらず、斉昭雪冤運動や勅諭返納問題で騒乱状態にある水戸家の統治者たる慶篤の偽らざる心境として一定の理解が可能であると思われる。

また慶篤は「ケ様の義を内々申進候様の義、萬々一駒込杯へもれ候様ニてハ、甚以心配いたし候」と大老・老中への告げ口が斉昭に発覚し

ないよう求めた。

慶篤は同日頼胤に手紙を書き「同人義萬々一帰候様相成候てハ実には如何と心配いたし申候」と認め、この件で夕方直弼に通報したこと、今し方駒込から吉子の手紙が到来したことを記しこれを添付した。吉子はその中で「民殿一条ハあんしるよりうむとかたとへの如く帰り度やうす、御父様御安心私も大安心」と記載し「民の心中も御さつしにて一日も早く帰候様よろしく御頼申候」と離縁達成を依頼する。

四月十二日には、直弼・資始より慶篤に、慶篤の直弼内通が斉昭に発覚しないよう他言しない旨と、「何分二も入組候御次第柄」で「少々手間取候」と返書があった。十六日には慶篤が頼胤に宛て、昨日の登城で直弼や忠国と忠矩について会見したか問い、今後頼胤経由で直弼との文通が可能か尋ねた。十七日に慶篤は直弼に対し斉昭に手紙が漏洩しないよう相互の手紙は読了後返却し合うよう提案し、改めて忠矩が水戸家へ帰らないよう依頼した。二十日になると慶篤は、前年直弼が出した水戸家政へ連枝三家を関与させる沙汰と今回の忠矩一件のお礼をしたいが時節柄控えているとの伝声を頼胤に頼みつつ、一八日に到来した吉子の手紙を添えて状況を相談した。その中で吉子は痺れを切らし「一日も早く御引もとし二相成候様、何故二御手間とれ二候哉」と催促する。

他方、直弼は十七日の手紙に返信せず、慶篤は頼胤に「何歟井伊との二て御不都合之事二ても有之義二も候哉彼是心配いたし候」と直弼の様子を尋ねる。返事はようやく二十九日にあり、直弼は相互の手紙の毎度の返還を承諾しながらも、入組んだ忠矩の離縁問題は宙吊りとし、その間忠矩は下総守家にとどめ、慶篤には斉昭を御すことを依頼した。

その後『井伊家史料』上では忠矩離縁問題は途絶える一方、五月一日の慶篤から頼胤への手紙以降、安島帯刀らの吟味や水戸表の騷擾、松戸や小金宿屯集ばかりが話題となり、結局八月二十七日に斉昭へ国許永蟄

居、慶篤へ差控、安島への切腹等水戸家主従への懲罰が降った。

故に、安政六年の夏から秋口にかけて、登城差止中の慶篤は、駒込邸の実母吉子より忠矩離縁成就への圧力を受けながらもこれを阻止すべく直弼および直弼の姻族かつ水戸家連枝の常溜頼胤に手紙で運動を続けたが、複雑な問題につき直弼よりサスペンドされたといえる。この時期は安政の大獄の佳境のため直弼の業務の優先順位から外された可能性があるが、大名の婚姻や離縁等の幕閣の平常業務が安政大獄下でどのように処理されたかは研究を俟ちたい。

(五) 忠矩の離縁とその後⁽¹⁰⁾

安政六年十一月、忠国は老中に宛て、小川玄達と伊東玄朴の服薬治療叶わず積気と胸痛難治による奉公難儀につき智養子忠矩の離縁と水戸家差戻しを願い出た。引取り方は小石川邸より迎えがあり道具は後から回すとあるため、忠矩のシナリオに照らせば引取りの行列はプラン通り水戸家が用意したが智入り道具は返却された。直弼は覚書に忠矩離縁は「何分此義御取計六ヶ敷後害可有之哉之事」と記す。

直弼の憂慮通り、翌安政七年（万延元年）正月二十日、慶篤は頼胤に宛て「納メ物相済候上者天狗之根だやしを初候より外無之候間、又其せつハ井伊殿へも御頼ミ申候」と勅諭返納後に直弼の力も借り天狗党を根絶する計画を示して仲介を依頼し、「九郎磨義、此節ハ小石川二住居いたし居り候處、同人義も少々正論の者二付、水戸おもて成り又者駒込屋敷へ成り住居為致候方萬事都合も宜敷」と天狗党共鳴者の九郎磨（元忠矩）との同居を望まず距離を取ろうとする。

この五日前、勅諭返納肯定派の鳥取藩主池田慶徳と連枝宍戸藩前藩主松平頼位が返納方協議のため小石川に來邸した際、慶篤と九郎磨が列座し家老を召して会談したとされ、離縁後の九郎磨は厄介者でありながら

小石川邸にて藩政に関与したとみられる。

直弼ら幕閣も九郎磨の動向を注視しており、二月二十一日、老中安藤信睦は直弼に宛て、勅返返還阻止に長岡勢が江戸府内に乱入するとの噂に關し「九郎磨殿之義有之、不都合千萬」とし、翌日直弼は老中松平乗全（すず）に宛てこの書状を回覧旁、「九郎磨之一条者殊二不怪事」と述べており、天狗党激派が勅返返納阻止に騒ぐ中幕閣には小石川邸の九郎磨の存在が懸念事項であった。

その後も水戸藩騷擾に關し九郎磨には様々な風聞が起る。三月三日の直弼横死後の四月には佐倉で捕縛された葵紋付の下着をつけた水戸浪人が「行田家分御離縁二相成候公達」との説が流れ、八月十五日の斉昭死去後の九月には「水戸内間割二而天狗共より当中殿を廢し民部大輔殿ヲ立候由」との噂が立った。文久元年にも「老公二増り候御気性」の吉子と「江戸表二而者例之民部大輔殿・御末子與（余）一麻呂殿強氣二而天狗共復居候由」と忠矩と天狗党の關係が疑われている。

おわりに

本論文は、徳川斉昭九男忍藩主松平忠国養嗣子忠矩の離縁問題を、忠矩の政治向と奥向の立場を考慮し検討したものである。

前段として、当養子が斉昭の養子理念と忠矩自身の気持ちに反して行われたこと、および常溜に昇進したての下総守家に養子入りしたことで自身の初御目見と御数寄屋控えが招いた溜詰内での井伊直弼ら常溜「本席三家」との軋轢を考察した。その上で、斉昭と反目する直弼が老老転出まで主導する溜詰が日米修好通商条約調印やむなしとの論調で統一され、直弼に同調する直弼縁者の水戸家連枝松平頼胤と同席する溜詰諸侯たる忠矩の政治的立場の把握に勤めた。

次いで馬場先邸奥向にて未婚のまま軽い出自の女性を妾とし、水戸家

よりの附女中田川と自身召抱の女中および下総守家中の少数の附家来を用いていた忠矩が離縁を志してこれを達成する経緯の解明を試みた。離縁発意の契機は、書通往復禁止を伴う急度慎中の斉昭が妻吉子や奥女中ら女性の手を介して禁を破り活動を続けたため、忠国が直弼ら幕閣の「内移」を容れ忠矩の水戸家よりの附女中田川と自身召抱の女中らを召放ったことにあると思われる。こうして忠矩は離縁のシナリオを作成し、忠国附女中より毒殺されると申し立てながら、表では小石川邸で登城差止中の慶篤への書簡による懇願および忠矩附用人奥平謙輔と小石川邸右筆筆頭鴨志田伝五郎の掛合により、裏では田川・水戸家老女袖野を介した駒込邸謹慎中の斉昭と小石川邸の慶篤への入説を通して家老扱とする手段で離縁の掛合い方を指示した。ロジックは、忠矩は他家を養子相続し当主となった他の兄弟と違い嫡子のため離縁可能で、溜詰の役柄のため罰せられ下総守家を疵付ける恐れがあり、その場合水戸家の恥辱となるため取戻すとの慶篤の断固たる意思とするものであった。

また忠矩は、直弼より慎方を監視されている駒込邸の斉昭正室吉子にも手紙を宛て離縁を画策した。文通の手法は、忠矩が吉子宛の手紙を麻布邸奥の同母姉南部利剛正室明子に宛て、それを明子が自身の吉子宛の手紙に同封して紛れ込ませたと考えられる。こうした手紙を実際に運んだと思われる女中の駒込邸夜中出入や慶喜への水戸家よりの附老女磯山による斉昭とのルール違反の接触は直弼に把握されており、それが忠国に対する直弼らの「内移」に繋がったと思われるが、駒込邸謹慎中の斉昭との交流が姉妹・母と女中たちという女性に担われたという事実は、武家の実家と婚家・養家を繋ぐ上で近世武家社会の女性が大きな役割を果たしていたことに示唆的である。

対する慶篤は忠矩が出戻ると取り巻きができて自身の意見が通らなくなり不都合であると否定的で、直弼には奥女中の手紙や忠矩の離縁シナ

リオの手紙の写書を開陳、頼胤には吉子から自身宛ての手紙を添付し直弼への周旋を依頼し忠矩離縁の不許可を運動した。頼胤宛の手紙も『井伊家史料』に収まるため頼胤が確かに直弼に周旋したといえるが、その最中安政の大獄が佳境となり、複雑な当離縁問題はサスペンドされ、斉昭が水戸永蛰居・慶篤が差控となった後に許可された。しかし許可されこそすれ、直弼ら幕閣にとつても忠矩の離縁は後害あるもので、実際小石川帰邸後の九郎磨は天狗党の精神的支柱となったようである。従つて、忠矩の離縁は忠矩自身連座していない安政の大獄の処分とは直接的には無関係で、養父忠国によるものでもなく、書通往復禁止を伴う急度慎を受けながら斉昭が謹慎せず妻吉子と娘および水戸家より子女附きの女中ら女手を介した活動を続け、それを把握した直弼の「内移」を忠国が容れて水戸家よりの附老女田川をはじめとする忠矩附女中全員を解雇したことに端を発する忠矩の発意から生じた可能性が高いと結論付けられる。

注

- (1) 松平忠矩より忍藩馬廻組頭世川作之丞へ下賜「忠矩君御拾二歳之冬至執筆「元氣」」(行田市郷土博物館蔵忍藩土世川家文書)には「ノリ」とルビがあるが安政六年の『大成武鑑』には「ツネ」とルビがあり、「タダノリ」か「タダツネ」かは確定できない。
- (2) 澤村怜薫「忍藩主松平下総守家の藩政と家意識」房総沿岸・品川台場防備との関連から(『関東近世史研究』八五号、二〇一九年)。
- (3) 吉田常吉『井伊直弼』吉川弘文館、一九八五年・吉田常吉執筆「池田茂政」(『国史大辞典』)。
- (4) 『行田市史 普及版 行田の歴史』、行田市、二〇一六年。
- (5) 三宅智志「大名の婚姻に関する一考察」幕末期外様国持の海防動員に関連して(『佛教大学大学院紀要』文学研究科篇三九号、二〇一一
- (6) 年)、一六三頁。
- (7) 本稿では殿席空間としての溜間は溜間、当時の忠矩が大名世子であることを考慮し、人物や格式としては溜詰または溜詰諸侯と呼ぶ。
- (8) 荒木裕行「会津藩主松平容敬の交際と政治化」(荒木裕行『近世中後期の藩と幕府』、東京大学出版会、二〇一七年)、一〇〇頁。
- (9) 同右、一七七～一二二頁。
- (10) 荒木裕行「阿部正弘政権の大名政策」(藤田覚編『幕藩制国家の政治構造』、吉川弘文館、二〇一六年)、八〇～八二・九六～九七頁。
- (11) 前掲荒木氏「会津藩主松平容敬の交際と政治化」、一〇五～一〇六頁。
- (12) 荒木裕行「天保・弘化期の幕政」(荒木裕行・小野將編『日本近世史を見通す』3、吉川弘文館、二〇一四年)、八六～八七頁。
- (13) 野田浩子「井伊直幸と松平容頌の官位昇進競争」(朝尾直弘編『譜代大名井伊家の儀礼』、彦根城博物館、二〇〇四年)、四七～五一頁。
- (14) 山本英貴「大御所時代」の幕藩関係(前掲『日本近世史を見通す』3)、六二～六三頁。
- (15) 野田浩子「井伊家 彦根藩」、吉川弘文館、二〇一三年、一二四～一三一頁。
- (16) 畑尚子「將軍姫君と御付女中」(畑尚子『徳川政権下の女と奥女中』、岩波書店、二〇〇九年)、一〇八頁。
- (17) 福田千鶴「奥女中の世界」(敷田貫・柳谷慶子編『身分のなかの女性』、吉川弘文館、二〇一〇年)、一六四頁。
- (18) 福田千鶴「近世武家社会の奥向構造」、吉川弘文館、二〇一八年、三二四頁。
- (19) 柳谷慶子「武家政治を支える女性」(高埜利彦編『近世史講義』、筑摩書房、二〇二〇年)、一一八～一二二頁。
- (20) 柳谷慶子『江戸のキャリアウーマン』、吉川弘文館、二〇一三年、一三〇～一三六頁。
- (21) 「源流総貫抜抄」(盛岡市中央公民館蔵)、明治初年。
- (22) 「安政六年頃」御分限帳(行田市史編さん委員会編『行田市史』資料編近世2別冊、二〇一三年)、明治期の複製。

- (22) 前掲澤村氏論文、六頁。
- (23) 「公苑遺談」（行田市郷土博物館蔵世川家文書）、忍藩時代の作成。
- (24) 当時の京都豊国神社僧神竜院梵舜の認識（横田冬彦「城郭と権威」『日本通史』近世一、岩波書店、一九九三年、二七九頁）。
- (25) 中野光浩『諸国東照宮の史的研究』、名著刊行会、二〇〇八年、二二三頁。
- (26) 中野氏著書によれば、大坂を離れた後も東照宮は「松平家の東照宮」（二二二頁）の性格を有し、権現祭や修復・再建にかかる費用は下総守家が賄い、明和以降下総守家が窮乏すると幕府からの手当金・貸付銀を頼るが大坂城代の東照宮運営介入には抵抗した。
- (27) 「公苑遺談」。
- (28) 加藤太郎右衛門包教「梱外不出」（三重県総合博物館蔵加藤家文書、天保六年）。
- (29) 同右。
- (30) 定信は下総守家の疑念を知った上で当養子への関与を否定する（松平定信『宇下人言』、岩波書店、一九四二年、一七八頁）。
- (31) 忠国は最晩年まで子を成し続け、没後の明治二年老女上席の八重園との子忠行が生まれているが、アメリカ留学中に客死したことで、松平下総守家は家康―亀姫―忠明の血筋の継承者を失う。
- (32) 史料編纂所編『大日本古文書家わけ三ノ十 伊達家文書之十』（東京帝国大学、一九一四年）、六一―八頁、伊達慶邦後夫人徳川氏孝子君の欄。
- (33) 『地下家伝』中、自治日報社、一九六八年、九三二―九三七頁。
- (34) 洪沢栄一『徳川慶喜公伝』巻一、龍門社、一九一八年、十六頁。
- (35) 青山延寿『鉄槍斎文鈔』三、四、松易家塾、一八八七年。
- (36) 渡辺弘『弘道館叢書』、常総新聞社、一九四一年、三七二頁。
- (37) 「新伊勢物語 戊庚 五」嘉永三年二月、斉昭より阿部伊勢守・牧野備前守・戸田山城守・松平和泉守・松平伊賀守宛て書簡（茨城県史編さん幕末維新史部会編『茨城県史料』幕末編一、一九七一年）、二二四―二二五頁。
- (38) 篠崎佑太『近世後期の大名家格と儀礼の政治史』、思文閣出版、二〇二四年、一四三―一四六頁。
- (39) 前掲「新伊勢物語」、二二四―二二五頁。
- (40) 隠居した斉昭の存命中に他家へ養子された子息を見ると、五郎磨を除き斉昭の養子観が反映されていないため、隠居中の斉昭の水戸家での実権を含め検討の余地がある。
- (41) 『井伊家史料』（一）、九三、弘化三年五月九日、井伊直弼書状本寛宛。以後断りのない引用史料は全て『井伊家史料』であり、紙幅の都合上「巻号」番号、日付、文書名」と表記し明白な人名は省略する。
- (42) （一）一三七、弘化四年二月二十三日、直弼書状安藤七郎右衛門宛。
- (43) （一）一七八、嘉永元年五月十七日、宇津木六之丞上書直弼宛。
- (44) （一）一六〇、弘化四年九月二十七日、直弼書状宇津木六之丞宛。
- (45) （一）一四七、弘化四年六月朔日、直弼書状犬塚外記宛。
- (46) （一）一七五、嘉永元年五月六日、直弼書状犬塚外記宛。
- (47) 同右。
- (48) （一）一八九、嘉永元年十二月十一日、直弼書状犬塚外記宛。
- (49) 「松平下総守忠国家記」（岡山大学図書館蔵池田家文庫 和書P二八一―一三三）。
- (50) （一）二七一、嘉永三年六月晦日、老中達書溜間席諸侯宛（写）。
- (51) （一）二七三、嘉永三年自七月朔日至八月十三日、彦根藩城使忍藩使者掛合書。
- (52) 同右。
- (53) （一）二七四、嘉永三年七月四日、直弼寛書。
- (54) （一）二八二、嘉永三年七月二十日、容敬書状直弼宛。
- (55) （一）二八五、（七月末頃カ）、頼胤書状直弼宛。
- (56) （一）二九九、嘉永三年九月六日、忠国書状直弼宛。
- (57) （一）一〇二、嘉永三年九月八日、忠国書状直弼宛。
- (58) （一）九八、嘉永三年九月四日、容敬書状直弼宛。
- (59) （一）一〇九、嘉永三年九月十七日、容敬書状直弼宛。
- (60) （一）一〇三、嘉永三年九月十日、頼胤書状直弼宛。

- (61) (二) 一六三、嘉永四年自五月二十六日至六月二十三日、会津藩城使忍藩使者掛合書。
- (62) (二) 一七二、嘉永年六月二十三日、城使富田権兵衛用状側役宛・(二) 一七三、嘉永四年六月二十三日、城使用状側役宛。
- (63) (二) 一六九、嘉永四年六月十日容敬覚書(写)。
- (64) (二) 一八〇、嘉永四年七月二十一日、城使上申書直弼宛。
- (65) 同右。
- (66) 「公苑遺談」。
- (67) (二) 二三五、嘉永五年(七月頃カ)、老中廻達書溜間席諸侯宛。
- (68) (三) 二一、嘉永六年三月二十六日、上使中居弥五八用所状(側役宛カ)。
- (69) (三) 四十六、嘉永六年六月二十六日、老中達書溜間席並同格諸侯宛。
- (70) 前掲澤村氏論文、二七～二八頁。
- (71) (四) 八二、安政二年八月二十八日、直弼書状西村孫左衛門宛。
- (72) (四) 一〇八、安政二年十月、数寄屋坊主組頭野村休成上書直弼宛。
- (73) 『維新史料綱要』二、三九九頁。
- (74) (五) 一四三、安政四年十月二十一日、ハリス登城謁見次第書。
- (75) (五) 一五一、安政四年十一月二十六日、在府溜間席諸侯上書老中宛。
- (76) (五) 一五六、安政四年十二月十六日、老中申渡書直弼宛。
- (77) (六) 五〇、安政五年四月二十五日頃、直弼上書幕府宛(案)。
- (78) 「安政五年四月 松平直侯宛徳川斉昭書簡」(天日本維新史料 編年之部 第三編之五)、維新史料編纂事務局、一九四〇年、三四八～三四九頁。
- (79) (六)、六一、安政五年五月三日、直弼書状長野主膳宛。
- (80) (七) 一二、安政五年六月九日、斉昭上書大老老中宛(写)。
- (81) (七) 三二、安政五年六月二十一日、斉昭上書大老井伊直弼宛。
- (82) (七) 四四、安政五年六月二十三日、直弼書状斉昭宛。
- (83) (七) 四九、安政五年六月二十五日、直弼書状前宇和島藩主伊達宗紀宛。
- (84) (七) 六〇、安政五年六月二十九日、斉昭上書大老老中宛。
- (85) (七) 八一、安政五年七月五日、幕府沙汰書書抜。
- (86) (八) 八一、安政五年八月 某上書大老老中宛(写)「水府風聞書」。
- (87) 同右。
- (88) 「茅根伊予之介泰筆記」(「水戸藩史料上編坤」、吉川弘文館、一九一五年)、一八五～一八七頁。
- (89) 『石河明善日記』第三卷、水戸市立博物館、二〇二一年、一七三頁、安政五年七月十六日条。
- (90) (七) 八五、安政五年七月六日、忠矩伺書幕府宛(写)。
- (91) (七) 一九、安政五年七月二十日、某上書直弼宛。
- (92) (八) 一六、安政五年七月二十八日、幕府達書(写)。
- (93) (九) 三七、安政五年八月晦日、幕府達書水戸藩家老宛。
- (94) (八) 十七、安政五年七月二十八日、直弼書状彦根藩公用人宛。
- (95) (八) 二二、安政五年七月、小人目付某上書大老老中宛。
- (96) 『天日本維新史料 類纂之部 松平昭休往復書翰留』一(東京大学史料編纂所、二〇二四年)、一一～一二、安政五年十二月五日、忠矩書状および別紙慶徳宛。
- (97) 同、一一二六、十二月十七日、忠矩書状吉子宛。
- (98) 同、一一一～一一二、十二月五日、忠矩書状および別紙慶徳宛。
- (99) 郡司篤信『水戸野史』上巻、一八八七年、一五～一六頁。
- (100) 川崎三郎『藤田東湖』、春陽堂、一八九七年、一八〇頁。
- (101) 村上瑞木・小寺瑛広両氏のご教示によれば、石崎は母幸子が明子附小姓であった有島生馬の伝え書きに齋藤石崎の名で登場し薙刀修行など御殿風に奥向を差配した厳格な老女として描かれ(有島生馬編『有島幸子家集』自家版、一九三五年、六頁)、近代には徳川昭武(余八磨)生母睦子(万里小路建房娘)とも交流を持ち、慶喜や茂政含む斉昭子女や水戸家関係者らの親睦の場としても機能した昭武の邸宅戸定邸に明治三一年一〇月二七日に来訪しているため水戸家よりの附老女と判断した。
- (102) (一八) 六九別紙、安政六年三月二十三日差出、忠矩書状写慶篤宛。
- (103) 斉昭は美人であれ軽い出自の者は妾にせず、公家や家中の重臣家から取るべきとの思想を持つ(「水戸藤田家旧蔵書類」第三(日本史籍協

会、一九三四年）二四三～二五四頁、「徳川斉昭親書」一〇三・一〇四号「斉昭書付藤田東湖宛」。

(104) (一八) 六九巻紙、安政六年三月頃、忠矩書状多川宛（写）。

(105) (一八) 六九巻紙、安政六年二月八日、忠矩書状袖の宛（写）。

(106) 村上瑞木氏のご教示によれば、袖野は水戸藩士山本彦左衛門の娘で『烈公一回御忌和歌』（茨城県立歴史館所蔵）で「梅御殿老女」（慶篤附老女）として和歌を詠んでいる。

(107) (一八) 六九巻紙、安政六年二月八日、忠矩書状袖の宛（写）。

(108) (二三) 八十、安政六年十一月二十三日、高松藩徒目付届書。

(109) (一八) 六七、安政六年四月七日、慶篤書状直弼・資始宛（写）／（一八）六八、安政六年四月九日、直弼・資始書状慶篤宛／（一八）六九、安政六年四月九日、慶篤書状直弼・資始宛（写）／（二三）九五、安政六年四月九日、慶篤書状頼胤宛（写）／（一八）七〇、安政六年四月十二日、直弼・資始書状慶篤宛（控）／（二三）九六、安政六年四月十六日、慶篤書状頼胤宛（写）／（一八）七一、安政六年四月十七日、慶篤書状直弼宛（写）／（二三）九七、安政六年四月二十日、慶篤書状頼胤宛（写）・同別添、安政六年四月一日、吉子書状慶篤宛（写）／（二三）九八、安政六年四月二十二日、慶篤書状頼胤宛（写）／（二八）七二、安政六年四月二十九日、直弼書状慶篤宛（控）。

(110) (二三) 一一一、安政六年十一月、忠国願書老中間部詮勝・同内藤信親・同脇坂安宅宛（写）／（二四）三七、安政七年（万延元年）正月二十日、慶篤書状頼胤宛（写）／（二五）三五、安政七年二月二十一日、老中安藤信睦書状直弼宛／（二六）一〇二、万延元年四月十二日、彦根藩佐野代官村山新介書状彦根藩中筋代官竝佐野奉行船奉行兼帯勝賢生宛／（二七）八四、九月十二日、彦根藩京都留守居後閑義利書状彦根藩士長野義言宛／（二九）一、文久元年八月十日側衆薬師寺元真書状長野義言宛。

(111) 坂井四郎兵衛編『天保明治水戸見聞実記』、知新堂、一八九四年、四六頁。

〔付記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点一般共同研究「池田茂政関係史料群」の形成過程の解明と研究資源化・「池田茂政関係史料群」および関連資料の伝来過程の解明と学術資源化」(研究代表者・東野将伸)の成果の一部である。